

介護保険法施行令第37条第1項第34号に掲げる規定として厚生大臣が定めるものを定める省令

平成11年3月31日
厚生省令第42号

介護保険法施行令（平成10年法律第412号）第37条第1項第34号の規定に基づき、介護保険法施行令第37条第1項第34号に掲げる規定として厚生大臣が定めるものを定める省令を、次のように定める

介護保険法施行令第37条第1項第34号に掲げる規定として厚生大臣が定めるものを定める省令

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条第1項に掲げる規定として厚生大臣が定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和32年厚生省令第13号）、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）及び療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）の規定
- (2) 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）の規定
- (3) 人口動態調査令施行細則（昭和23年厚生省令第6号）の規定
- (4) 医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）の規定（第11条、第19条の2、第19条の3第1項、第2号書式及び第4号書式に限る。）
- (5) 歯科医師法施行規則（昭和23年厚生省令第48号）の規定（第11条、第19条の2、第19条の3第1項、第2号書式及び第4号書式に限る。）
- (6) 社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程（昭和23年厚生省令第56号）の規定
- (7) 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）の規定
- (8) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）の規定（第9条第1号に限る）。
- (9) 保健婦助産婦看護婦法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）の規定
- (10) 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）及び国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号）の規定
- (11) 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）の規定
- (12) 指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成4年厚生省令第3号）の規定
- (13) 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律施行規則（平成5年厚生省令第43号）の規定
- (14) 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）の規定
- (15) 老人保健法施行規則（昭和58年厚生省令第2号）の規定
- (16) 介護支援専門員に関する省令（平成10年厚生省令第53号）の規定
- (17) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の規定
- (18) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）の規定
- (19) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の規定
- (20) 指定介護福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）の規定
- (21) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）の規定
- (22) 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）の規定
- (23) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）の規定
- (24) 厚生省組織規程（昭和59年厚生省令第30号）第139条第1項、第159条、第162条第1項、第163条第1項、第168条、第171条第1項、第172条第1項、第174条の4、第174条の8、第220条及び第226条第1項の規定

- (25) 前各号に掲げるもののほか、厚生大臣が発する厚生省令以外の命令の規定であって厚生大臣が定めるもの

附 則

この省令は、平成12年4月1日から施行する。